



撓まず 屈せず がんばろう 釜石！

片岸地区

発行日：平成 25 年 8 月
発行元：釜石市復興推進本部

復興まちづくり協議会・地権者連絡会 ニュースレター

復興まちづくり協議会・地権者連絡会を開催しました

片岸地区では、区画整理手法を用いてまちづくりを進めており、その作業進捗等を地域のみなさまへご報告しました。

区画整理の事業完了目標年度を平成 30 年度と設定していますが、公営住宅については平成 26 年度中の完成、造成地については平成 27 年度くらいから順次、住宅再建ができるように進めてまいります。

開催概要
開催日：平成 25 年 6 月 23 日（日） 時 間：14：00～15：30
場 所：鶴住居小学校体育館 参加人数：80 人

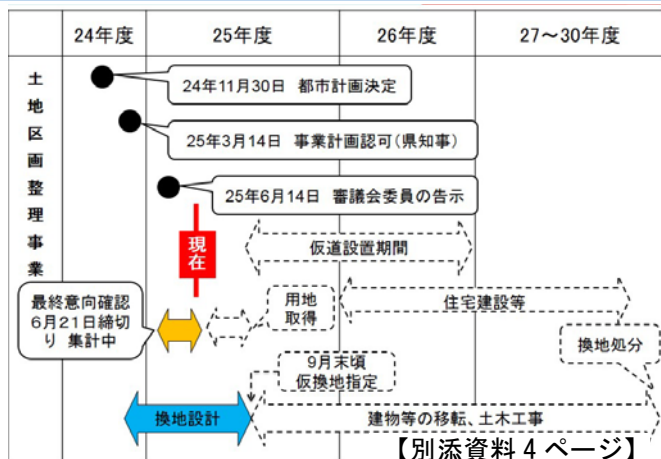


復興事業実施スケジュールについて市から報告しました

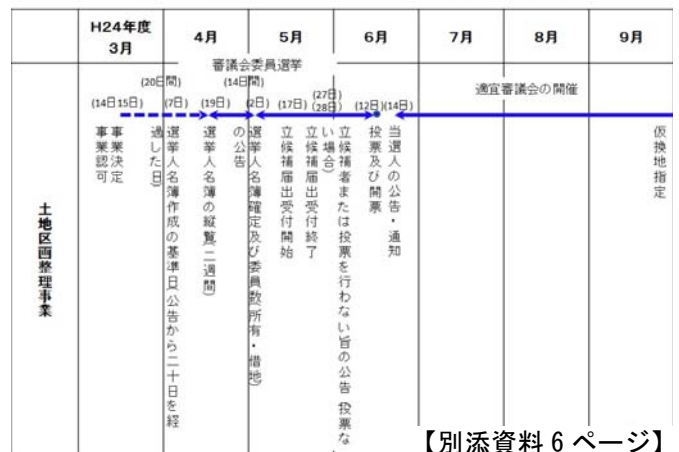
平成 24 年 11 月 30 日に都市計画決定し、今年 3 月に県の事業計画の認可を受けました。また、6 月 14 日に区画整理審議会の委員の告知を行い、9 名の方を決定し、学識経験者には岩手大学の先生を選任しています。

9 月下旬の仮換地指定を目指し、土地の売却意向調査などを進めながら換地設計*を進めているところです。

復興事業実施スケジュール



区画整理審議会に関するスケジュール



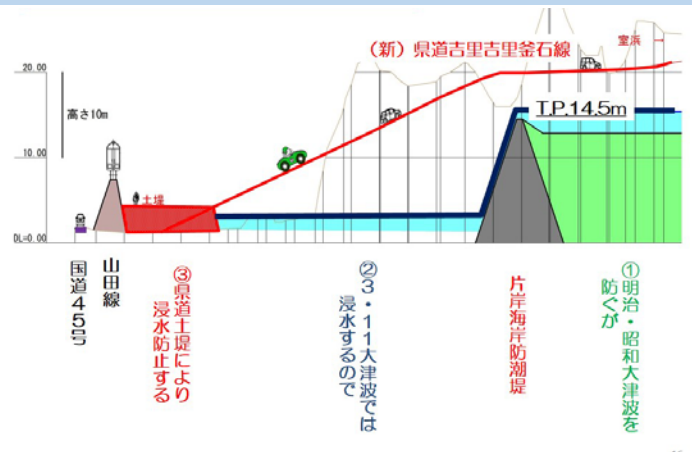
県道吉里吉里釜石線の整備について

岩手県から津波によって浸水しない道路整備を目指した、踏切・陸橋・アンダーパスの 3 つの設置案と問題点を説明しました。アンダーパス案と新しい県道そのものを土手にした浸水被害防止対策をとることにより、浸水しない道路整備を行っていきます。

県道整備の目的



浸水防止対策説明図



※換地設計とは：区画整理では、道路・公園等の公共施設を整備すると同時に、個々の宅地の再配置を行います。このように、従前の宅地に対して新しく配置された宅地を「換地」といいます。換地には、従前の宅地に存していた権利（所有権、賃借権、永小作権、担保権等）がそのまま移行します。

私的整理ガイドラインについて

「個人債務者の私的整理ガイドライン」は、東日本大震災の影響によって、住宅ローンなどを借りている個人の方々や、事業に必要な資金を借りている個人事業主の方が、これらの負債を抱えたままでは、再スタートに向けて新たな借入れが困難となる二重債務問題の解決を目的としています。一定の条件の中で住宅ローン一部免除・全額免除できる制度です。まずはコールセンター（0120-380-883）へご相談ください。

住宅再建支援制度について

現在の自力再建支援制度以外に、国から追加で分配された基金を活用して、新たな支援制度（釜石市単独被災者住宅再建支援事業補助金、釜石産木材活用住宅推進事業）が拡充されました。全て、被災時に遡って適用されます。

1 釜石市単独被災者住宅再建支援事業補助金

- 【補助額】最大 50 万円→最大 100 万円に拡充
- 住宅が全壊又は半壊以上で解体した世帯の方が市内に新しい住宅を建設・購入する（した）場合に補助します。
- 複数世帯の場合 100 万円、単身世帯 75 万円
- 災害公営住宅に入居した世帯は対象外です。すでに補助金を受領している方は差額を支給します。

2 釜石市単独被災者住宅再建支援事業補助金（利子補給）

- 【補助額】最大 250 万円（新規）
- 住宅が全壊又は半壊以上で解体した世帯の方が市内に新しい住宅を建設・購入する（した）場合、金融機関から融資を受けた際の利息分を補助します。
- 利息分を一括して支給します。

3 釜石市単独被災者住宅再建支援事業補助金（移転引越補助）

- 【補助額】一律 5 万円（新規）
- 被災した方が市内に新しい住宅を建設・購入又は復興公営住宅等に入居する場合、引越に係る費用として一律 5 万円を補助します。

4 釜石産木材活用住宅推進事業

- 【補助額】最大 100 万円
- 釜石産木材を利用して住宅を新築する場合、木材の使用量に応じて助成します。
- 県産材の補助を受けていても、重複して補助を受けることができます。

このような意見をいただきました

- 減歩について 1～2 割との説明があったが、津波による被災地であることを考慮して極力発生しないようにしてもらいたい。また、保留地減歩についてはなしと理解して良いか？後々、清算金が発生することになるというようになるようであれば説明してほしい。

区画整理では一旦土地をお預かりし、等価でお返しするという制度ですが、道路などが整備された後、土地の価値が増進した部分については、等価でお返しする際に若干、面積が減るということがあり、これを減歩と呼んでいます。保留地減歩は、片岸地区ではありません。また、清算金というのは、お返しした土地の価格を精査したとき等価でなく多く返した方からは差額分のお金を頂き、少なく返す方へはお金をお支払するという調整を行うためのものです。

- 県道吉里吉里釜石線について、踏切が無理であれば跨線橋は検討できないか？

国道よりも JR の方が標高が高いので跨線橋を整備できる箇所は、非常に遠回りとなるため現実的ではありません。現在、JR では踏切の新設はできないとのことであるため、現在の踏切改良案を含めて検討していきます。（岩手県から回答）

- 市の方で企業誘致を考えているのか？

企業系の誘致を考える保留地については現在、考えていません。職業訓練校跡地については、市の土地となっており、現在、想定している事業系用途の土地利用計画についても、産業振興部局と連携しながら進めてまいります。



土地利用のあり方については、できる限りみなさまの期待に応えられるよう進めていきたいと思っております。

1日も早く工事を完成させたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。



復興計画の事業進捗等については復興新聞や市のホームページでも公開しています。あわせてご覧ください。

■協議会等に関するお問い合わせ
釜石市復興推進本部

TEL : 0193-22-2111 (内線 192)
FAX : 0193-22-9505